

岩手大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する中間発表会の申合せ

(趣旨)

学位論文の中間発表会は、連合農学研究科における学位申請の要件として、学位論文提出予定者に論文の課題、研究手法、論文の構成、期待される結論などを報告させ、それに対する適切な助言と指導を行うことによって、学生が水準の高い学位論文を計画的に取りまとめられるように実施するものである。

なお、この申し合わせは、平成13年度入学者から適用する。

1. 実施時期

中間発表会は、学位論文提出の9ヶ月前から3ヶ月前までの期間におけるしかるべき時期に実施することを原則とする。

2. 実施責任者

主指導教員とする。

3. 実施場所と実施期日

実施責任者が学生の配属状況を考慮して構成大学等のいずれかを実施場所として選定し、関係者と連絡調整して期日を決定する。

4. 実施体制

発表する学生の主指導教員、第一、第二副指導教員はもれなく出席することを原則とする。

5. 中間発表会の事前報告

実施責任者は、中間発表会の1ヶ月前までに、発表者氏名・実施場所・実施期日・専攻名・連合講座名を連合農学研究科事務室に報告するものとする。

6. 中間発表会報告書

実施責任者は、中間発表会を実施後、速やかに学位論文中間発表会報告書(別紙)を提出する。取得予定の学位を、博士(学術)を選択した場合は代議員会で博士(学術)相当の研究であることを審議・確認する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

この申合せは、令和2(2020)年4月1日から施行する。

